

■ 各道路における法定最高速度 ■

道路の種別	最高速度
一般道路	<p>原則 時速 60 キロメートル</p> <p>例外 他の車両を牽引して道路を通行する場合 →時速 30 キロメートル →ただし、車両総重量が 2,000 キログラム以下の車両を、その車両の 3 倍以上の車両総重量の自動車で牽引する場合は、時速 40 キロメートル</p>
高速自動車国道の本線車道又はこれに接する加速車線若しくは減速車線	<p>原則 時速 90 キロメートル^{※1}</p> <p>例外 車両総重量 8,000 キログラム未満、最大積載重量 5,000 キログラム未満の中型自動車等^{※2} →時速 100 キロメートル</p>

※ 1 令和 6 年 4 月 1 日より、車両総重量 8,000kg 以上、最大積載重量 5,000kg 以上の中型・大型自動車の高速自動車国道等での最高速度は、原則として、時速 90 キロメートルとなる。この点が試験範囲に含まれる令和 6 年度第 2 回試験からは注意すること。

※ 2 普通自動車、乗車定員が 10 人以下の中型自動車、専ら人を運搬する構造の大型自動車、平成 29 年 3 月 12 日施行の準中型自動車もここに含まれる。

CHECK **3 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示（道交法第 22 条の 2）**

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く）の業務に關してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示できる。



車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう、運転者に指導・助言などの措置をとるよう指示できるのは、公安委員会である。



CHECK

4 最高速度違反行為の命令等の禁止（道交法第 75 条）

自動車の使用者はその者の業務に關し、自動車の運転者に対し、最高速度違反行為を命じ、又は自動車の運転者が最高速度違反行為をすることを容認してはならない。

自動車の使用者等が、これに違反し、当該違反により自動車の運転者が違反行為をした場合で、自動車の使用者がその者の業務に關し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該自動車の使用者に對し、6 カ月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

過去間にチャレンジ！

① 道路交通法に定める最高速度違反行為についての次の文中、A、B、C、D に入るべき字句としていずれか正しいものを 1 つ選びなさい。

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下同じ。）の **A** した場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な **B** を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に **C** することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを **D** することができる。

- | | |
|--------------|-----------|
| A 1. 業務に關して | 2. 責務に關して |
| B 1. 情報の管理 | 2. 運行の管理 |
| C 1. 指導し又は助言 | 2. 命令 |
| D 1. 勧告 | 2. 指示 |

答 A: 1 B: 2 C: 1 D: 2 前ページの「3 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示」を参照。

② 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量 9,595 キログラムの自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、時速 100 キロメートルである。

答 X 本問自動車の最高速度は、時速 90 キロメートルである。なお、令和 6 年 4 月 1 日より、車両総重量 8,000 キログラム以上等の中型・大型自動車の高速自動車国道等での最高速度は、原則として、時速 90 キロメートルとなるので注意。